

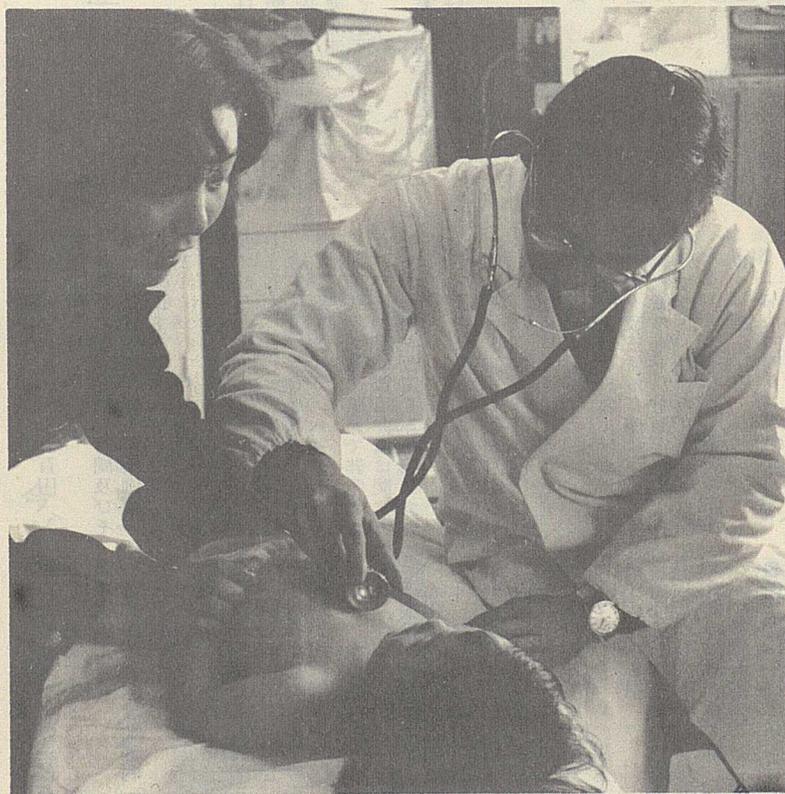
きたうら

村の人口と世帯

昭和49年2月末日住民基本台帳調

		前月比
世帯数	2,359	増 1
人口	11,147	増 7
男	5,465	増 2
女	5,682	増 5

昭和49年3月5日発行 №161号 ◆発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎02915—42.49.79



どこも

異状ないかな

(母子健康センターにて)

今日は、二歳児検診の日。体重や身長などを測定し、村医さんの健康診断・指導が行なわれます。母子健康センターにははじまるまえから、子どもさんの元気な声があふれています。さあ、これからがたいへん。いままでも無邪気にはしゃぎまわっていた子が、白衣を見たとたん泣き出します。つられてとなりの子もいっしょに泣き出します。大きな涙をこぼしながら、お母さんにしがみつきます。二、三人がかりで、なかなかだめながらの検診です。やっと終って、ふうふういって、お母さん。でも、みんな健康優良児。安心して帰ってゆきます。

母子健康センターでは、このような乳幼児や妊産婦の検診、保健指導を行ったり、助産の業務などのしごとをしています。

なお、ここでは、昨年(一月～十二月)、五十六人の方が出産に利用しています。

北浦村議会

臨時会 (第二回)

北浦村議会第一回臨時会は、一月三十日に開議され、北浦村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例、北浦村特別職等の給料及び旅費に関する条例等の一部改正条例などを含む八議案と、昭和四十七年度北浦村一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について審議がなされ、原案どおり、可決・認定されました。

また、二月二十一日には、北浦村議会第二回臨時会が行なわれ、昭和四十八年度北浦村一般会計補正予算について審議され、原案可決されました。

【第一回臨時会】

■議案第一号
北浦村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告により国家、地方公務員の給与が改正されたことにより、行方郡特別職報酬等審議会において、現行の報酬を改正することとが適正である旨の答申があったことと、諸物価の値上りを勘案して、次のような引き上げが行なわれました。

報酬月額	長 七万五千元
副議長	六万円
常任委員長	五万六千元
議員	五万五千元

車賃	一日につき 八十五円
宿泊料	一夜につき 四十五円

■議案第二号
北浦村特別職の職員で常勤のもの給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

これも議案第一号と同主旨で提案されたもので、三役についての給料及び旅費について、次のように引き上げられました。

村長	二十七万円
助役	十九万五千元
収入役	十九万円
車賃	一日につき 十五円

宿泊料	一日につき 八十五円
一夜につき	四十五円

■議案第三号
教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

これについても、議案第一号と同主旨で提案されたもので、教育長の給与が次のように引き上げられました。

給与月額	十七万円
------	------

■議案第四号
北浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

行方郡特別職報酬等審議会答申により、公民館長の報酬月額が、次のように引き上げられました。

報酬月額	八万円
------	-----

■議案第五号
北浦村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

諸物価の値上りを勘案して、旅費が次のように引き上げられました。

車賃	一日につき 七十五円
宿泊料	一夜につき 四十五円

も、これに準じて講ぜられました。これは、昭和四十九年三月に支給される期末手当の一部を、繰り上げて支給するというものです。

■議案第七号
昭和四十八年度北浦村一般会計補正予算について

一般会計予算の補正(第六号)を行なったもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四、四七四千円を追加し、歳入歳出それぞれ七四四、二〇八千円となりました。

歳出の主な内容は、次のとおりです。

議会費	議員報酬改正、及び期末手当差額・他 八五九千円
総務費	特別職給与改定差額 四〇〇千円
二車車購入費・旅費・他	五七六千円
民生費	福祉活動専門員設置補助・他 六四九千円
衛生費	一三八千円
衛生費	医療材料費・他 一四五千円
農林水産費	八三五千円
土木費	要道、新橋道、電柱移転費 四六〇千円
教育費	特別職給与改定差額 一二〇千円
タイムレコーダー購入費・他	三〇一千元

■議案第八号

【第二回臨時会】

■議案第九号
昭和四十八年度北浦村一般会計補正予算(第七号)は、減額補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一、三六二千元を減額し、歳入歳出それぞれ七四二、八四六千円になりました。歳出の概要は次のようです。

■総務費

一号車購入費・他 一、九三〇千円

鹿行地方広域市町村園事務組合負担金 減一、二六一千元

●民生費 一六二千元

児童手当

●衛生費

消耗品・賄材料費(母子センター) 二四二千元

結核検診委託料・ごみ収集運搬委託料 減二八〇千元

●農林水産費

転作集団促進奨励補助金 六七八千円

高圧式防除機一式 二八〇千円

電柱移設補償費・消耗品費・他 八六八千円

農道工事請負費等・他

減三、一四九千円

高効率麦作団地育成対策事業費補助金 減一、八八九千円

●土木費

道路拡幅に伴う用地代 三三〇千円

金屑道舗装工事費 減一、二五〇千円

●消防費

修繕料・他 一、二八千円

●教育費

要公民館敷地コンクリート板さく工請負費 一、二一四千円

通園・定期バス 六〇一千元

●諸支出金

家庭奉仕員事業費返納金・他 三四千円



老人大学

レクリエーション大会

いくら勉強になると言っても、講義ばかりでは肩が凝ってしまつと、老人大学では、一月と八月の二回、レクリエーション大会を開いています。

今回は、一月の三十一日に行なわれ、雪のちたつく寒い日でしたが、研究発表や歌やおどりと、いろいろな芸がひろげられました。そして、このあと会食が催され世間話に興じ、楽しそうにお酒をくみかわしていました。

交通事故と

国民健康保険

走る凶器と交通戦争などといわれ、毎日のようにとうとうと生命が奪われています。

交通事故は、被害者にとっては一家の平和を乱され、加害者にとっても、ちよつとした不注意から体刑や罰金、そのうえ賠償という大きな問題を背負うことになり、両者にとつてこれほど悲惨なものはありません。

私達も、日常生活に細心の注意をはらうことが必要ですが、その家族が交通事故にあつたらどうしたらよいか、主として、北浦村国民健康保険についての取扱いを述べてみましょう。

交通事故に限らず、第三者の行為によつて生じたすべての損害は、加害者が賠償すべきものです。交



春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動が、4月6日から15日までくりひろげられます。この運動は、人命尊重の見地から交通安全思想の普及と、事故防止の徹底をはかることを目的としています。今回は歩行者、となくにも新入学児童の保護に重点

「あせつてる 今があなたの赤信号」

以上が、交通事故における国民健康保険の取扱いのあらましですが、事故を起こしたときに、注意したいこと、必ず守っていただきたいことを述べてみましょう。

①事故にあつたら、まず警察へ届け、事故証明の交付を付けておくことです。たいしたことはない、当事者間のみで話し合いをつけると、後日、身体に障害が生じた場合は、自動車損害賠償責任保険の対象になりませんので、じゅうぶん注意してください。

②医師の診断を受けておくことが必要です。後で、事故その因果関係を追及され、紛糾することになります。また自動車損害賠償責任保険の請求にも、医師の診断書が必要になります。

③保険証を使った場合の当事者間の示談は、村が支払った治療費および示談成立後の治療費も関係します。示談をする前に必ず村へ相談し、指示を受けてください。

以上ごく一般的なことをお知らせしましたが、交通事故は予測しにくい複雑な問題が生ずる場合が多いので、世帯主、またはその家族が事故にあつたら、とりあえず電話等で、役場保健衛生課国民健康保険係へ連絡して下さい。

お母さん、ちよつとお耳を

もうすぐ一年生

新入学児童のいるご家庭では、今がいちばん心配のときです。通学服はちゃんと自分でハンガーに掛け、学用品もそろいました。ランドセルも机の上においてあります。それなのに、お母さんはまだひとつ心配があります。「うちの子がみんなといっしょにやっつけているかしら」ということです。これまで幼稚園にかよっていた

まず通学路に慣れさせよう



通信制高校

入学者の募集

全日制・定時制通学が距離的、時間的に困難な方のために、茨城県立水戸南高等学校通信制課程では、四十九年度の入学者を募集しています。

募集要領などについては次のようになっています。

○通信制の特色
月、二回、日曜日に本校または下妻一高・土浦一高に登校する。日曜日に休めない人は、火曜日に本校に登校する。

○学費
教科書代、生徒会費などいっさいを含めて、卒業するまでに納める費用の合計は、一万円以内です。

○その他
入学に必要な書類を希望される方、その他くわしく知りたい方は、左記へ問い合わせてください。

○普通科……約三百名
○修業年限 四年以上
○出願書類 入学願書等必要書類は、二十円切手をはった返信用封筒を同封

三月二十四日 県下きたうら俳句大会

が開られます

きたうら俳句会(会長 根本かほる)では、左記により茨城県下きたうら俳句大会を開催することになりました。

賞 知事賞・県議会議員賞・県教育長賞・衆参両院議員賞・県議会議長賞・村長賞・村議会議長賞・村教育長賞・村公民館長賞・各新聞社賞その他多数

日時 三月二十四日(日)
午前九時半より受付

場所 北浦村中央公民館
講師 野溝不二相 海老根鬼川 日置海太郎 高橋満天星 乾 修平

選者 県内各結社有力作家多数
席題 当日出題
会費 七〇〇円(昼食代、茶菓代)

主催 きたうら俳句会
後援 ひたち野俳句会・糸俳句会・土浦俳句同好会・まこも俳句会・旭村俳句会・石岡俳句同好会

税に不満のあるときは

りませんから、できれば次のようなことを、お子さんの身につさせておきたいものです。①自分の名前がはつきり言える、②あいさつができる、③ハイとイエエの意思表示ができる、④ハンカチや折り紙の使い方ができる、⑤自分の衣服の脱ぎ着ができる、⑥用便がたせる、といったようなことができます。

「税務署から更生の通知を受けたが、理由がよくわからない」とか「納税が遅れたため差押えを受けたが、どうも納得できない」といふときは、まず税務署にその理由をよく聞いてみるのがたいせつです。

そして、その理由に納得できないときは、更正、決定、差押えなどの通知を受けた日から二か月以内に税務署に「異議申立て」をすることが出来ます。この「異議申立て」に対する税務署の「決定」から一か月以内に国税不服審判所に「審査請求」をすることが出来ます。

48年中の人の動き (延人数)

出生	168
死亡	98
転入	346
転出	422
前年比	35人増

水戸市元吉田町五〇八
茨城県立水戸南高等学校
水戸四七―四六七五番